

# 1951 大根占広報

No. 10

中旬	十九日	食 豚及豫備登録
下旬	二十日	防注射

旬  
上  
八日 夏季清潔檢查  
九日 巡回職業相談所  
ナトコ映畫

赤痢、疫利が流行しています。充分に氣をつけましょ。下痢が二三日續き熱がある病入は早期に診断を受けましょ。今まで元氣で遊んでいた子供が急に目に元氣なく熱を出し頭痛、腹痛を訴へ又は無言でやく眠つたりする時は、

△ 追肥 硫酸アンモニア四升五升  
（反當）過燐酸石灰ク  
塩化カリ 四升 木灰二〇貫  
甘諸 室素分を控へ目に加里を  
二一三貫 施用する

空気が乾燥しています  
お互ひ火の元に氣をつ  
けませう！

農事メモ

◇ 積務の窓

水稻△	害虫一齊驅除
大根占	神川二日三日
上 方	面四日五日
陷熱病	(藥劑處理)
胡麻葉枯	ボルドー付王銅
紋枯	反當六斗
害虫	セジロ、トビイロウンカ
注油	反當七合 一升九〇四
DDT乳濟	四〇〇倍
水一斗に二、五勺(一本二反)	

納税組合の会計や世話人の方は誘つて納期を失せないよう御指導下さい  
愈々二十六年度の課税事務も終りましたこれから徴収に専念する事になりましたからうるさい様に訪問することゝ思ひます。係員に余り迷惑をかけぬ様御協力下さい。(税務課)  
土地調査票を個人で未提出の方は世話人又は役場へ提出して下さい。  
土地家屋を異動した時(異動してあるもの)は土地家屋調査士(司法書士)に依頼して名儀變更の手續をして下さい。

子供の幸福と家庭や社会を明るくするためには、町児童相談室を大いに利用致しましよう。児童相談室は次ぎの相談事項を取扱つています。

二、教育保健相談  
二、孤兒被虐待兒、不良兒の通告  
三、不就學、長歎兒の相談  
四、子供のほしい方、やりたい方  
五、その他子供に關する家庭問題

重大事項は鹿屋児童相談所に連絡  
指導を受く  
凡て事件は秘密に取扱います

時間尊重 定時勤行について  
一、出勤や諸会合には定刻に遅れぬよい習慣  
をつくりましょ

二、司會者は諸會合を定刻に開始するよう  
三、毎日の生活に時間を生かせましよう

改正森林法により八月一日以降森林を伐採される方は一般森林は勿論自家用材も全て届けねばなりません。無届で伐つた時は森林法で罰せられます。森林の伐採が終つた時は終了届を出さねばなりません。詳細は森林組合にお

問合せ下さい  
（教育組合）  
九日に日本紡績常盤工場女工員の採用試験があります。應募資格は新制中學卒業者で満十八才以下のもの  
（教育民生課）

◇調整米は今月上旬に一日でも早く受領致しましよう  
お米の値段が高くなります  
△水陸稻の追肥は今月中旬迄に終りましましよう  
稟の作付は時期を失しないように

◎子供丈の海水浴は危険です常に注意致しましよう!!